

(財)インターネット協会

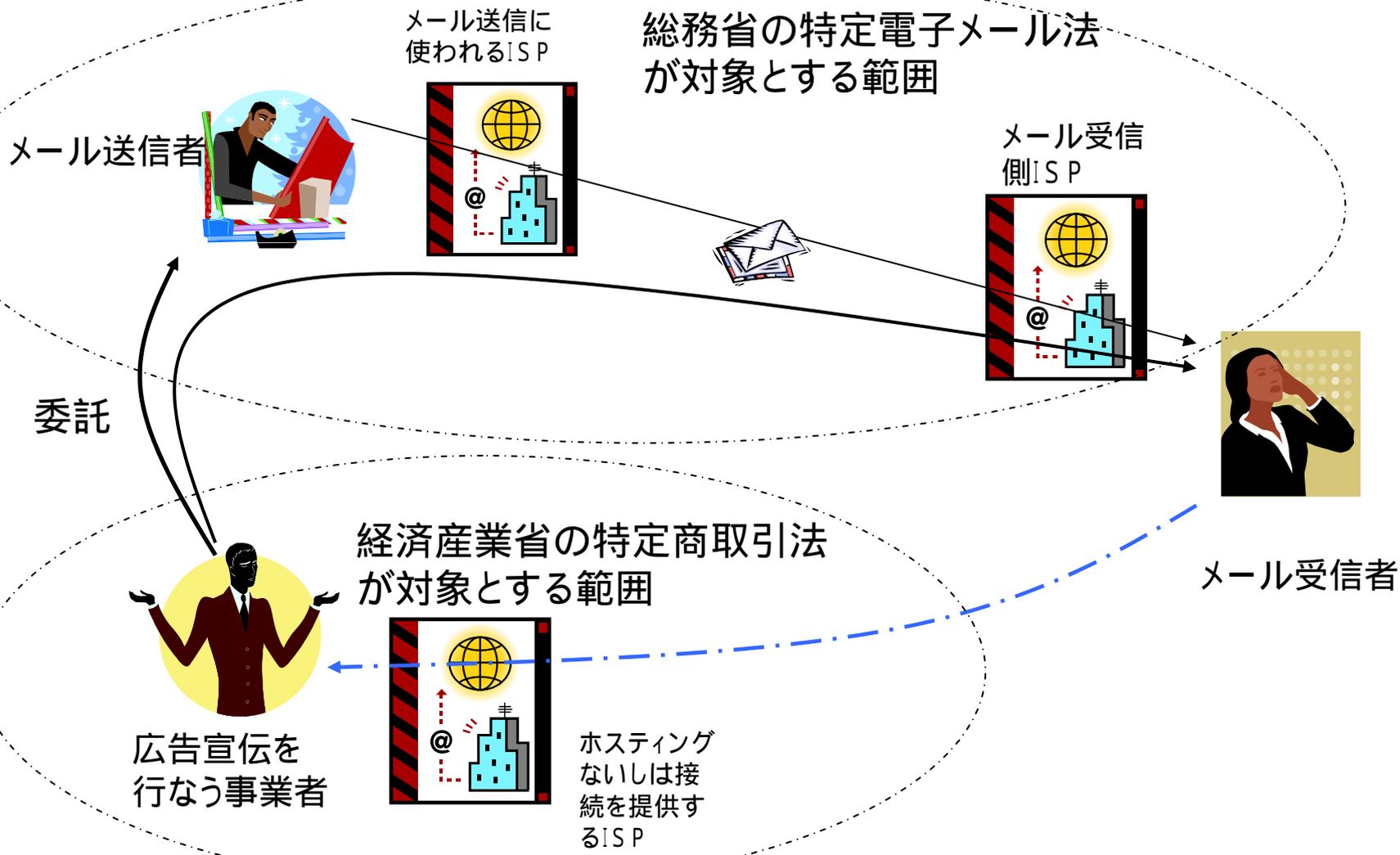
第4回迷惑メール対策カンファレンス

# 政府の迷惑メール対策の最新動向

2007年5月28日

(財)インターネット協会 迷惑メール対策委員会  
委員長 木村 孝 (ニフティ株式会社)

# 迷惑メールに関する政府の役割分担



# 両省の対策の比較

	総務省	経済産業省
法律名	特定電子メール法	特定商取引法
規制概要	自己又は他人の営業につき広告又は宣伝を行うための手段として送信するメールを規制	通信販売の一種として、インターネットとして広告し、申込を受ける販売を規制
規制対象	メール送信者(営利を目的とする団体及び営業を営む場合における個人)	メールで商品販売やサービス提供の広告をする事業者(個人事業者を含む)
迷惑メール追放支援プロジェクト	表示義務違反などのメールについて送信元プロバイダに情報提供	<ul style="list-style-type: none"><li>•表示義務違反のメールについてISPに通知</li><li>•迷惑メールで紹介するWebサイトの表示が特定商取引法違反の場合ISPに通知</li></ul>
関係団体	(財)日本データ通信協会	(財)日本産業協会
実績	行政処分4件、摘発3件	行政処分 7事業者

# 迷惑メール送信者に対する法執行の困難さ(1) 総務省の場合

- 平成14年(2002年)に出来た最初の特定電子メール法では「直罰規定」が無かった。
- 違反した事業者に対し、行政処分(措置命令)を出し、それに従わない場合に初めて罰則が適用される。
- 行政処分は刑法犯ではないため、最初から警察が動くことはない。
- 送信者は身元を隠して送信するのが当たり前。
- 警察が動けば(ISPに捜査令状が来れば)、ISPはメール送信者の情報を開示できるが、ISPが捜査令状なしに送信者の情報を開示すると、逆に通信の秘密の侵害でISPが罰則付きの法令違反となる。
- このため、平成17年(2005年)の法律改正では「直罰規定」が導入された。
- この間は身元が簡単に割れてしまうような(お間抜けな)迷惑メール送信者にしか行政処分(措置命令)は出すことができず、措置命令は4年間で4件にとどまった。罰則が適用されたところはなかった。

## 迷惑メール送信者に対する法執行の困難さ(2) 総務省の場合(続)

- 平成17年(2002年)の法律改正では「直罰規定」が導入された。
  - 送信者は、自己又は他人の営業につき広告又は宣伝を行うための手段として送信する際に、「送信者情報」(メールアドレスや電気通信設備を識別するための文字、番号、記号その他の符号)を偽ってはならない。(6条)
  - 6条に違反した場合は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金(32条)
- しかし、それでも摘発は3件。
- 理由は？

# 迷惑メール送信者に対する法執行の困難さ(3) 総務省の場合(続々)

過去2年間で3件の逮捕、書類送検が行なわれた。

## 迷惑メール大量送信で逮捕 千葉県警、改正法を初適用

2006.05.25 他人名義のメールアドレスを使い、出会い系サイトの広告メール計約三百万通を無差別に送信したとして、千葉県警生活経済課は二十五日、迷惑メール防止法違反(送信者情報を偽った送信の禁止)容疑で、会社員 容疑者を逮捕した。

警察庁によると、送信者情報を偽る迷惑メールに、業務改善命令を経ず罰金や懲役刑を科すことができる同法の改正法(昨年十一月施行)を適用するのは全国初。

調べでは、容疑者は昨年十一月十四日ごろから約一週間に、複数の他人名義や架空のアドレスを使って六回にわたり、計約三百万通の出会い系サイトの広告メールを送信した疑い。

容疑者は都内の情報サービス会社社員で、昨年十月から二カ月間に約五千三百万通のメールを送信。会社から押収したパソコンには、延べ約二億二千百万件のアドレスが登録されていた。

約五千三百万通のメールのうち、約三千万通はあて先不明などで、無断でアドレスを使われたユーザーやプロバイダー(接続業者)に戻ってしまったという。(共同通信の記事より)

## 迷惑メール21億通 出会い系業者を書類送検

2006.08.03 架空のメールアドレスを使い、出会い系サイトの宣伝メールを無差別に携帯電話に大量送信したとして、大阪府警生活経済課は三日、迷惑メール防止法違反(送信者情報を偽った送信)容疑で、通信会社「K-Step」(大阪市、解散)と、当時の社長(37)ら計三人を書類送検した。

社長らは一昨年六月から二年近く、パソコン約二十台を使って毎日約三百万通、計約二十一億通のメールを送っていた。宣伝した有料サイトの売り上げが二億円以上あったという。

府警によると、アドレスを偽った迷惑メールへの同法適用は千葉県警が五月に摘発した例があるが、携帯電話向けのメールでは全国初という。

送信先アドレスの入手経路については「同業者間で売買したほか、女性になりすまして出会い系サイトに書き込むなどして集めた」などと供述したという。

調べでは、社長らは今年二月、実在しないアドレスを使い「カワイイあの娘とドキドキH写メ交換」などと書かれたメール約二千八百通を、NTTドコモ社の社員用携帯電話約二百六十台に送信した疑い。同社が三月、特に悪質な業者として府警に告発していた。(共同通信の記事より)

## 中国から54億通迷惑メール 千葉県警、社長ら4人逮捕

2007.1.16 東京の出会い系サイト運営会社が、広告メール延べ約五十四億通を中国経由で無差別に送信していた疑いが強まり、千葉県警は十六日、迷惑メール防止法違反(送信者情報を偽った送信の禁止)容疑で「タクミ通信」の 容疑者ら四人を逮捕した。

同社は送信先のアドレス延べ二百三十億件分を用意し、偽装工作として都内の事務所から中国経由で無差別に送信。黒竜江省などに構えた三つの事務所に置いた計百二十八台のパソコンを遠隔操作していたという。四人は容疑を否認している。

調べでは、広野容疑者らは他人名義のメールアドレスを使い昨年八月十七日から同二十九日にかけて「希望している女性を紹介します」などと記されたメールを都内の事業団体が管理するアドレスに四回送信した疑い。

千葉県警は昨年五月、同法違反容疑で別の会社の従業員の男(30)を逮捕、メール送信業務の発注元だったタクミ通信を調べていた。(共同通信の記事より)

## 迷惑メール送信者に対する法執行の困難さ(4) 経産省の場合

- 平成14年(2002年)の特商法改正で導入された迷惑メールに対する規制では、直罰の規定が無かった。
- Webサイトのトップページで「無料」と記載されているにもかかわらず、利用規約のページには有料と記載されている場合は、虚偽誇大広告として直罰付きの違反となる。(12条)
- 平成12年(2000年)の特商法改正で、ワンクリックサイトに対する規制が導入された。
  - 「インターネット通販において、あるボタンをクリックすれば、それが有料の申込みとなることを、消費者が容易に認識できるように表示していないことを規定するもの。」に主務大臣が指示
- 出会い系サイトに多かったワンクリックサイトの違法性を経済産業省が認定し、ISPやホスティング会社に連絡し、約款に基づき契約解除を行なうことを促進するプロジェクトも行なわれた。行政命令も7社に対して行なわれた。
- この結果、出会い系サイトの改善が進み、適法化してしまった。しかし相変わらず迷惑メールは送信されている。

# その他、迷惑メール送信者が逮捕された事例と理由

## ● 2003年10月1日 警視庁 偽計業務妨害

### 迷惑メール300万通 偽計業務妨害で逮捕

2003.10.01 共同通信 警視庁巣鴨署は一日、偽計業務妨害の疑いで山口県下関市垢田町一ノ七ノ八、職業不詳、 を逮捕した。調べによると、 容疑者は三月四日から十一日まで、自分が管理する有料アダルトサイトの宣伝のため、約三百万件のメールを自宅のパソコンから送信。うち約二十万件があて先不明で都内の業者のサーバー内に残り、業者のメールサービス機能がマヒするなど、業務を妨害した疑い。

容疑者は容疑を認めているという。

アダルトサイトへの接続を勧誘する内容のメールが送り付けられる被害は後を絶たず、NTTドコモによると、迷惑メールの相談は昨年度約二十万件あった。

## ● 2005年4月26日 大阪府警察と福井県警察合同捜査本部 著作権法違反

「そふとはうす」名で大量のスパムメール、海賊版ソフト販売で摘発(2005年4月27日)

男性らは、「ソフト総合商社『そふとはうす』」を名乗ったスパムメールを送って客を募集し、これを受けた東京都内の会社員ほか5人に、郵送で海賊版を販売した疑いで逮捕されました。また、男性らは、インターネットプロバイダに他人名義で申し込み、スパムメールの発信元を偽装していました。

<http://www2.accs.jp.or.jp/news/news2005contents.html#0427>

## ● 2005年5月17日 京都府警 有線電気通信法違反(有線電気通信の妨害)

### アダルト迷惑メールで逮捕 「通信の妨害」初適用

2005.05.17 共同通信 京都府警ハイテク犯罪対策室は十七日までに、「スパムメール」と呼ばれる迷惑メールを大量に携帯電話に送り、サーバーに障害を与えたとして、有線電気通信法違反(有線電気通信の妨害)の疑いで大阪市中央区島之内、アダルトサイト会社経営 容疑者を逮捕した。

同対策室によると、営利目的のメールを無差別に大量配信するスパムメールについて、業務妨害容疑で摘発された事例はあるが、より刑事罰が重い今回の容疑では初めてという。

調べでは、 容疑者は二〇〇三年十二月、一般ユーザーが多数利用しているサイトのドメイン名を勝手に利用し、パソコンから不特定多数の携帯電話にアダルトサイトの広告メールを大量に送信。あて先不明のエラーメール約四十一万件を京都市伏見区のメールサーバーに滞留させ、有線電気通信を妨害した疑い。